

四日市市障害者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第39号

四日市市障害者体育センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市障害者体育センター条例施行規則（平成15年四日市市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により、センターの使用許可を受けようとするものは、<u>四日市市障害者体育センター使用許可（使用料減免）申請書</u>（第1号様式）により<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の初日前1月から受け付けるものとする。ただし、条例第7条第1項各号に掲げるものが使用しようとする場合は、使用日の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。</p> <p>3及び4 （略）</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 条例第7条第1項の規定により、センターの使用許可を受けようとするものは、<u>四日市市障害者体育センター使用許可（利用料金減免）申請書</u>（第1号様式）により<u>指定管理者</u>に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の初日前1月から受け付けるものとする。ただし、条例第9条第1項各号に掲げるものが使用しようとする場合は、使用日の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。</p> <p>3及び4 （略）</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、前条第1項に規定する使用許可の申請について<u>適当と認めた</u></p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 <u>指定管理者</u>は、前条第1項に規定する使用許可の申請について<u>適当と</u></p>

ときは、使用許可を決定し、四日市市障害者体育センター使用許可（使用料減免）決定書（第2号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（使用の変更及び取消し）

第6条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市障害者体育センター使用変更（取消）許可申請書（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、使用日又は使用時間区分を変更しようとするときは、使用日の7日前（当該日が窓口業務日でない場合は、その直前の窓口業務日）までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市障害者体育センター使用変更（取消）許可書（第4号様式。以下「変更（取消）許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、使用日又は使用時間区分の変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

（附属設備の使用料）

第7条 附属設備の使用料は、それぞれの

認めるときは、使用許可を決定し、四日市市障害者体育センター使用許可（利用料金減免）決定書（第2号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 （略）

（使用の変更及び取消し）

第6条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市障害者体育センター使用変更（取消）許可申請書（第3号様式）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用日又は使用時間区分を変更しようとするときは、使用日の7日前（当該日が窓口業務日でない場合は、その直前の窓口業務日）までに申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により、使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市障害者体育センター使用変更（取消）許可書（第4号様式。以下「変更（取消）許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 指定管理者は、使用日又は使用時間区分の変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

（利用料金）

第7条 指定管理者は、条例第8条第2

種別ごとに別表で定める額とする。

(使用料の納付)

第8条 条例第6条第1項ただし書の規定により使用料を許可後に納付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場
合において使用料を前納できないと
き。

(2) その他市長が、特に必要と認めたと
き。

2 第6条第2項の規定により、使用の
変更を許可された場合において、既納の
使用料の額が変更後の使用料の額に対
して不足を生じるときは、使用者は、直
ちに当該不足額を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書の規定によ
り使用料を還付する場合及び還付する
額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
(略)	<u>使用料</u> の全額

項に規定する利用料金の額を定めると
きは、利用料金承認申請書(第5号様式)
を市長に提出し、その承認を受けなけれ
ばならない。

2 附属設備の利用料金は、それぞれの
種別ごとに別表で定める額を上限とす
る。

(利用料金の納付)

第8条 条例第8条第1項ただし書の規
定により利用料金を許可後に納付する
ことができる場合は、次に掲げるとおり
とする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場
合において利用料金を前納できない
とき。

(2) その他指定管理者が、特に必要と認
めたとき。

2 第6条第2項の規定により、使用の
変更を許可された場合において、既納の
利用料金の額が変更後の利用料金の額
に対して不足を生じるときは、使用者
は、直ちに当該不足額を納付しなければ
ならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定に
より利用料金を還付する場合及び還付
する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
(略)	<u>利用料金</u> の全額

(略)	既納の <u>使用料</u> から取消料（ <u>使用料</u> から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額
-----	---

- 2 使用者が第6条第2項の規定に基づきセンターの使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、市長はこれを還付するものとする。
- 3 前2項の規定により、使用料の還付を受けようとするものは、四日市市障害者体育センター使用料還付申請書（第5号様式）に第1項表アの場合にあっては許可書及び使用料領収書を、同項表イ及び前項の場合にあっては変更（取消）許可書及び使用料領収書を添えて市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市障害者体育センター使用料還付決定通知書（第6号様式）を申請者に交付するものとする。

(略)	既納の <u>利用料金</u> から取消料（ <u>利用料金</u> から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額
-----	---

- 2 使用者が第6条第2項の規定に基づきセンターの使用の変更を許可された場合において、既納の利用料金に過納金が生じたときは、指定管理者はこれを還付するものとする。
- 3 前2項の規定により、利用料金の還付を受けようとするものは、四日市市障害者体育センター利用料金還付申請書（第6号様式）に第1項表アの場合にあっては許可書及び利用料金領収書を、同項表イ及び前項の場合にあっては変更（取消）許可書及び利用料金領収書を添えて指定管理者に申請しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項に規定する申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市障害者体育センター利用料金還付決定通知書（第7号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者及びセンターを使用する者（以下「使用者等」という。）は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(施設等の損傷等の届出)

第12条 使用者等は、施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに、理由を付して市長に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第13条 使用者は、条例第13条の規定により、施設等を原状に復したときは、速やかに市長に届け出るとともに、係員の点検を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者及びセンターを使用する者（以下「使用者等」という。）は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他指定管理者が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(施設等の損傷等の届出)

第12条 使用者等は、施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに、理由を付して指定管理者に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第13条 使用者は、条例第15条の規定により、施設等を原状に復したときは、速やかに指定管理者に届け出るとともに、係員の点検を受けなければならない。

改正後

別表（第7条関係）

種別	単位	使用料
(略)		

備考

1 及び 2 (略)

3 条例第7条第1項各号に掲げるものが使用する場合は、無料とする。

改正前

別表（第7条関係）

種別	単位	利用料金の上限額
(略)		

備考

1 及び 2 (略)

3 条例第9条第1項各号に掲げるものが使用する場合は、無料とする。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市市障害者体育センター使用許可（使用料減免）申請書 年 月 日			
四日市市長			
申請者 住所 _____ 氏名（団体名） _____ 電 話 _____			
使用目的（減免を希望する場合はその理由）		使用人員	うち障害者 人 人
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
使用器具			
特別の設備			
使用責任者 住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (電話 _____)		
主催者 住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (電話 _____)		

（備考） 特別の設備をする場合は、その旨を文書で申請してください。

※ 処 理 欄 （記入しないでください。）

受付年月日	年 月 日		許可年月日・番号		年 月 日
					第 号
使 用 料	施 設	円	円	合計 円	収納番号 第 号
	附属設備	円	円	円	収納確認印
	減 免 額	円	円	円	
	納 付 額	円	円	円	
使用料の減免	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する（条例第7条第2項による）				
許可の条件等					

第2号様式（第5条関係）

四日市市障害者体育センター使用許可（使用料減免）決定書 年 月 日			
申請者 住 所 _____ 氏 名（団体名） _____ 電 話 _____			
四日市市長			印
使用目的（減免決定理由）		使用人員	人
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで		
使用器具			
特別の設備			
使用責任者 住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（電話 _____）		
主催者 住所及び氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（電話 _____）		

（備考）

- （1）四日市市障害者体育センター条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- （2）許可書に変更のあるときは、直ちに連絡をしてください。
- （3）使用後は、設備等を原状に復し、係員の点検を受けてください。

※ 処 理 欄 （記入しないでください。）

受付年月日	年 月 日	許可年月日・番号		年 月 日
				第 号
使 用 料	施 設	円	円	収納番号 第 号 領収印
	合計	円	円	
	附属設備	円	円	
	減 免 額	円	円	
	納 付 額	円	円	
使用料の減免	<input type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する（条例第7条第2項による）			
許可の条件等				

第3号様式（第6条関係）

四日市市障害者体育センター使用変更（取消）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">年 月 日</div>			
四日市市長 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申請者 住所 _____ 氏名（団体名） _____ 電話 _____ </div>			
四日市市障害者体育センターの使用変更（取消）許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
使用日時	年 月 日	午前・午後	時 分から 時 分まで
行 事 の 名 称			
変 更 (取 消) 理 由			
変 更 内 容			

（備考） 許可書を添付してください。

※ 処 理 欄 （記入しないでください。）

使用料の精算	変 更	変更後の使用料	差 引 使 用 料	収納番号 第 号
		円	円	収納確認印
		徴 収 金		
既納使用料		円		
円	取 消	徴 収 の 理 由	四日市市障害者体育センター条例施行規則 第8条第1項の規定により、使用料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）の 割を徴収します。	
受 付 年 月 日	年 月 日	許可年月日・番号	年 月 日 第 号	

第4号様式（第6条関係）

四日市市障害者体育センター使用変更（取消）許可書 年 月 日			
申請者 住 所 _____ 氏 名（団体名） _____ 電 話 _____			
四日市市長			印
四日市市障害者体育センターの使用変更（取消）許可を次のとおり許可します。			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
使 用 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分から
	年 月 日	午前・午後	時 分まで
行 事 の 名 称			
変 更（取 消）理 由			
変 更 内 容			

※ 処 理 欄 （記入しないでください。）

使用料の精算	変 更	変更後の使用料	差 引 使 用 料	収納番号
		円	円	第 号
既納使用料	取 消	徴 収 金		領収印
		円		
円		徴 収 の 理 由	四日市市障害者体育センター条例施行規則 第7条第1項の規定により、使用料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）の 割を徴収します。	
受 付 年 月 日		年 月 日	許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日
				第 号

第5号様式（第9条関係）

四日市市障害者体育センター使用料還付申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
四日市市長 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申請者 住所 _____ 氏名（団体名） _____ 電 話 _____ </div>	
次の理由により四日市市障害者体育センター使用料の還付を申請します。	
使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
行 事 の 名 称	
許 可 番 号	第 号
還付申請の理由	

（注） 許可書を添付してください。

※ 処 理 欄 （記入しないでください。）

納付した使用料	円	還付領収印	
収 納 番 号	第 号		
還 付 決 定 額	円		

第6号様式（第9条関係）

<p>四日市市障害者体育センター使用料還付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申請者 住 所 _____</p> <p style="padding-left: 40px;">氏 名 (団体名) _____</p> <p style="padding-left: 40px;">電 話 _____</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">四日市市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました四日市市障害者体育センター使用料の還付については、次のとおり決定しました。</p>			
使 用 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分から
	年 月 日	午前・午後	時 分まで
許 可 番 号	第 号		
行 事 の 名 称			
還 付 申 請 の 理 由			
納付した使用料	円	収 納 番 号	第 号
還 付 決 定 額	円		

第7号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市障害者体育センター条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部障害福祉課)